

広島県選挙管理委員会告示第五十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

令和元年七月八日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

指 定 施 設			変 更 項 目	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
老人ホーム	特別養護老人ホーム 神寿苑	神石郡神石高原町福永甲 1499 番地 1	所在地	神石郡神石高原町福永 1466 番地